

マルクス=エンゲルス全集版

資 本 論

8

資本論 第1巻
第1冊
第1分冊

資 本 論 (8)

全9冊

1972年6月23日第1刷発行
1981年1月20日第6刷発行

定価はカバーに表示してあります

訳者◎ 岡崎次郎

発行者 平 智 享

〒113 東京都文京区本郷2-11-9

発行所

株式会社 大 月 書 店

印刷 三晃印刷
製本 田中製本

電話(営業)813-4651(編集)814-2931 振替 東京3-16387

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めてください。

国 民 文 庫

25

資 本 論

(8)

第三卷 第三分冊

カール・マルクス著
岡崎次郎訳



大月書店

KARL MARX
DAS KAPITAL
Dritter Band

KARL MARX • FRIEDRICH ENGELS
WERKE • Band 25

Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED
Dietz Verlag Berlin 1964

From German translated by Jiro Okazaki
Otsuki Shoten Publishers, Tokyo
Printed in Japan, 1972

目次

第六篇 超過利潤の地代への転化	九
第三十七章 緒論	九
第三十八章 差額地代 総論	五三
第三十九章 差額地代の第一形態（差額地代Ⅰ）	六六
第四〇章 差額地代の第二形態（差額地代Ⅱ）	一〇六
第四一章 差額地代Ⅱ——第一の場合 生産価格が不変な場合	一二五
第四二章 差額地代Ⅱ——第二の場合 生産価格が低下する場合	一三八
第一節 追加投資の生産性が不変な場合	一三八
第二節 追加資本の生産性の率が低下する場合	一五三
第三節 追加資本の生産性の率が上昇する場合	一五四
第四三章 差額地代Ⅱ——第三の場合 生産価格が上昇する場合	一六五
結論	一六七
第四四章 最劣等耕作地でも生まれる差額地代	二〇七

第四章	絶対地代	三三
第六章	建築地地代 鉱山地代 土地価格	二六五
第七章	資本主義的地代の生成	二七六
第一節	緒論	二七六
第二節	労働地代	二九〇
第三節	生産物地代	二九七
第四節	貨幣地代	三〇一
第五節	分益農制と農民的分割地所有	三二〇
第七篇	諸収入とそれらの源泉	三三九
第八章	三位一体的定式	三三九
I		三三九
II		三三三
III		三三四
第九章	生産過程の分析のために	三三八
第五〇章	競争の外観	三九一
第五一章	分配関係と生産関係	四三〇
第五二章	諸階級	四四一

エンゲルス 『資本論』第三部への補遺	四四五
一 価値法則と利潤率	四四八
二 証券取引所	四七七
注 解	四八一

『資本論』各分冊（全九冊）目次

文庫版(1) 第一卷第一分冊

第一部 資本の生産過程

第一篇 商品と貨幣

第二篇 貨幣の資本への転化

第三篇 絶対的剰余価値の生産
（第七章 剰余価値率 まで）

文庫版(2) 第一卷第二分冊

第三篇 絶対的剰余価値の生産
（第八章 労働日 より）

第四篇 相対的剰余価値の生産

文庫版(3) 第一卷第三分冊

第五篇 絶対的および相対的剰余価値の生産

第六篇 労働賃

第七篇 資本の蓄積過程

文庫版(4) 第二卷第一分冊

第二部 資本の流通過程

第一篇 資本の諸変態とその循環

第二篇 資本の回転

（第一四章 流通期間 まで）

文庫版(5) 第二卷第二分冊

第二篇 資本の回転

（第一五章 回転期間が資本前貸の大きさに及ぼす影響 より）

第三篇 社会的総資本の再生産と流通

文庫版(6) 第三卷第一分冊

第三部 資本主義的生産の総過程

第一篇 剰余価値の利潤への転化と剰余価値率の利潤率への転化

第二篇 利潤の平均利潤への転化

第三篇 利潤率の傾向的低下の法則

第四篇 商品資本および貨幣資本の商品取引資本

および貨幣取引資本への転化（商人資本）
（第一八章 商人資本の回転 価格 まで）

文庫版(7) 第三卷第二分冊

第四篇 商品資本および貨幣資本の商品取引資本

および貨幣取引資本への転化(商人資本)

(第十九章 貨幣取引資本 より)

第五篇 利子と企業者利得とへの利潤の分裂 利

子生み資本

文庫版(8) 第三卷第三分冊

第六篇 超過利潤の地代への転化

第七篇 諸収入とそれらの源泉

文庫版(9) 解題・索引

訳者後記

解題(『資本論』成立小史および全巻構成略説)

『資本論』総目次

文献目録

人名索引

文芸作品・聖書・神話登場者名索引

事項索引

度量衡・通貨表

第六篇 超過利潤の地代への転化

第三十七章 緒 論

土地所有をそのさまざまな歴史的形態において分析することは、この著作の限界の外にある。われわれが土地所有を取り扱うのは、ただ、資本によって生みだされた剰余価値の一部分が土地所有者のものになるかぎりでのことである。だから、われわれは、農業が製造工業とまったく同様に資本主義的生産様式によって支配されているということを前提する。すなわち、農業が資本家によって営まれており、この資本家を他の資本家から区別するものは、さしあたりは、ただ、彼らの資本とこの資本によって動かされる賃労働とが投下されている要素だけだということを前提する。われわれにとっては、借地農業者が小麦などを生産するのは、製造業者が糸や機械を生産するのと同じことである。資本主義的生産様式が農業をわがものにしたという前提は、この生産様式が生産とブルジョア社会とのあらゆる部面を支配しているということ、したがってまた、この生産様式の諸条件、すなわち資本の自由な競争、ある生産部面から別の生産部面への資本の

(628)

移転の可能性、平均利潤の均等な高さなどが完全に成熟して存在しているということを含んでいる。われわれが考察する土地所有の形態は、土地所有の一つの独自の歴史的形態であり、封建的土地所有なり生計部門として営まれる小農民的農業なりが資本や資本主義的生産様式の影響によって転化させられた形態である。この小農民的農業では、土地の占有は直接生産者にとっての生産条件の一つとして現われ、彼の土地所有は彼の生産様式の最も有利な条件、その繁栄の条件として現われるのである。資本主義的生産様式一般が労働者からの労働条件の収奪を前提するとすれば、この生産様式は農業では農村労働者からの土地の収奪と、利潤のために農業を営む資本家への農村労働者の従属とを前提する。だから、そのほかにも土地所有や農業の諸形態は存在したとか今でも存在するとかということが指摘されても、それはわれわれの展開にとってはまったく問題にならない反駁なのである。このような反駁の的になるのは、ただ、農業における資本主義的生産様式とそれに対応する土地所有形態とを歴史的範疇としてではなく永久的範疇として取り扱う経済学者だけである。

われわれにとって土地所有の近代的形態の考察が必要であるのは、要するに、農業における資本の投下から生ずる特定の生産・交易諸関係を考察することが必要だからである。この考察がなければ資本の分析は完全ではないであろう。だから、われわれは、ただ本来の農耕での投資だけに、すなわち人口が生きて行くために必要な主要植物素材の生産での投資だけに、考察を局限するのである。それはたとえば小麦でもよい。なぜならば、小麦は近代の資本主義的に発展した諸

国民の主要食料だからである。(あるいはまた農業のかわりに鉱山業をとってもよい。というのは、法則は同じだからである。)

他の農生産物、たとえば亜麻や染料植物の生産や独立な畜産などに充用される資本の地代が、主要食料の生産に投ぜられた資本が生みだす地代によってどのように規定されているかを展開したのは、アダム・スミスの大きな功績の一つである。^(金)じっさい、彼以後この点ではなんの進歩もなかったのである。われわれが限定的または付加的に指摘できるものがあるとしても、それは土地所有の独立な論究に属するものであって、ここに属するものではないのである。それゆえ、土地所有が小麦生産用の土地に関するものでないかぎり、われわれはことさらにそれを論ずることはしないで、ただ例解のためにときどきそれに立ち帰るだけにするであらう。

なお完全を期するために言っておきたいのは、ここでは水なども、それに所有者がありそれが土地の付属物として現われるかぎりでは、土地と解されるということである。

土地所有は、ある人々がいっさいの他人を排除して地球の一定の部分を彼らの個人的意志の専有領域として支配するという独占を前提する。^三これを前提すれば、問題は、資本主義的生産の基礎の上でのこの独占の経済的価値、すなわちその経済的実現を説明することである。地球のある部分を使用または乱用する、これらの個人の法律上の力、というようなことを持ち出しても、それではなにごとくも解決されてはいない。この力の行使は、まったくただ、彼らの意志にはかわりのない経済的な諸条件だけにかかっている。法律的観念そのものが意味しているのは、ただ、

どの商品所持者でも自分の商品を自由に取引扱うことができるのと同じように、土地所有者は土地を自由に取引扱うことができる、ということではしかない。そして、この觀念——自由な私的土地所有という法律的觀念——は、古代世界ではただ有機的な社会秩序の解体の時代にのみ現われ、また近代世界ではただ資本主義的生産の発展につれてのみ現われる。アジアではこの觀念はただところどころでヨーロッパ人によって輸入されただけである。すでに本源的蓄積に関する箇所（第一部第二四章）で見たように、この生産様式は、一方では、直接生産者が単なる土地の付属物（隷農や農奴や奴隷などの形で）という地位から解放されることを前提し、他方では、民衆の手から土地が収奪されることを前提する。そのかぎりでは、土地所有の独占は資本主義的生産様式の歴史的前提であって、それは、なんらかの形で民衆の搾取にもとづいているすべての以前の生産様式の永続的な基礎であるように、資本主義的生産様式にとってもやはりその永続的な基礎である。しかし、資本主義的生産様式が始まろうとするときにそれが当面する土地所有の形態は、この生産様式に対応してはいない。それに対応する形態は、資本への農業の従属によってこの生産様式自身によってはじめてつくりだされるのである。こうして、封建的土地所有も氏族所有も、あるいはまたマルク共同体を伴う小さな農民所有も、たとえその法律上の形態はどんなに違っていようとこの生産様式に対応する経済的形態に転化させられるのである。資本主義的生産様式の大きな成果の一つは、この生産様式が一方では農業を社会の最も未発展な部分のただ単に経験的な機械的に伝承されるやり方から農学の意識的科学的な応用に、およそ私的所有と

(631)

もに与えられている諸関係のなかで可能なかぎり、転化させるということであり、この生産様式が土地所有を一方では支配・隷属関係から完全に解放し、他方では労働条件としての土地を土地所有からも土地所有者からもまったく分離して、土地所有者にとって土地が表わしているものは、彼が彼の独占によって産業資本家すなわち借地農業者から徴収する一定の貨幣租税以外のなものでもなくなるということであり、そして、土地所有者は自分の所有地はスコットランドにあるのに彼の全生涯をコンスタンティノーブルで送ることができるといふほどまでに関連を切り離してしまふということである。こうして、土地所有は、以前にそれに付着していたすべての政治的社会的な飾りものや混ざりものを捨て去ることによって、要するに、産業資本家たち自身によつても彼らの理論的代弁者たちによつても、後に見るように、土地所有との激しい闘争のなかで無用なつまらない余計なものとして非難されるすべての伝来の付属物を捨て去ることによつて、その純粹に経済的な形態を受け取るのである。一方では農業の合理化がはじめて農業の社会的経営を可能にしたということ、他方では土地所有の不合理を示したということ、これは資本主義的生産様式の大きな功績である。この生産様式は、それがもたらした他のすべての歴史的進歩と同じようにこの進歩をもさしあたりまず直接生産者の完全な窮乏化によつて買い取つたのである。

三 私的土地所有に関するヘーゲルの説明以上にこっけいなものはありえない。人格としての人間は、外的自然の靈魂としての自分の意志に現実性を与えなければならず、したがつてこの自然を自分の私的所
有として占有しなければならぬ。これが「人格といふものの」[„der Person“]、つまり人格としての

人間の、規定だとすれば、人間はだれでも自分を人格として実現するためには土地所有者でなければならぬということになるであろう。土地の自由な私的所有——非常に近代的な産物——は、ヘーゲルによれば、一定の社会的な関係ではなくて、「自然」にたいする人格としての人間の関係であり、「いっさいの物にたいする人間の絶対的な取得権」である。(ヘーゲル『法哲学』、ベルリン、一八四〇年、七九ページ。)まず第一に次のことだけは明らかである。すなわち、個々の人格は自分の「意志」によって他人の意志に對抗して自分を所有者だと主張することはできないのであって、それは、他人の意志もやはり地球の同じ断片で自分を肉体化しようとするからである。そのためには、善き意志とはまったく別なものが必要である。さらに、「人格」は自分にたいして自分の意志の実現の限界をどこに置くのか、その意志の定在は——国土の全体で自己を実現するのか、それともそれは「物にたいするわが意志の至上を表明する」(八〇ページ)ためには多数の国土の全体の取得を必要とするのかは、絶対にわからない。じっさい、ヘーゲルもここで完全に挫折するのである。「占有はまったく個別的な性質のものである。私は私の身体で触れるよりも多くは占有しないのであるが、しかしすぐこれに続く第二のことは、外部にある諸物は私がとらえるよりも大きな広がりをもっているということである。こうして、私がなにかを占有するとき、それにはまた別なものが結びついている。私は手によって占有を行なうのであるが、占有の領域は拡大されうるのである。」(九〇、九一ページ。)しかし、この別なものにはさらにまた別なものが結びついており、こうして、どこまで私の意志が靈魂として土地に流れ込んで行かなければならないかという限界は消えてなくなるのである。「私があるものを占有すれば、悟性は、すぐに、直接に占有されたものだけではなくそれと関連するものも私のものだということに移って行く。ここでは実定法が事柄を決定しなければならない。なぜならば、概念からはこれ以上にはなにも導き出せないからである。」(九一ページ。)これは「概念」の非常に素朴な告白であって、それは次のことを証明している。すなわち、概念は、土地所有の、まった

く特定な、ブルジョア社会に属する、法律的觀念を絶対的なものと考えるという誤りをはじめから犯しているのであって、このような概念はこの土地所有の現実の姿については「なにも」概念していないということである。それと同時にこのなかに含まれているのは、社会的な、すなわち経済的な発展の要求が変わるにつれて「実定法」はその決定を変えることができるし、また変えなければならぬ、という告白である。

三七 まったく保守的な農業化学者、たとえばジョンストンのような人でさえも、真に合理的な農業はどこでも私的所有において越えがたい限界にぶつかるということを認めている。それは、地球の私的所有の独占を公然と弁護する著述家たちも認めていることであって、たとえばシャルル・コント氏は、私的所有の弁護を特別な目的とする二巻の著作のなかでそれを認めている。彼は次のように言う。「一つの国民を養う土地のどの部分にも一般的利益と最もよく調和する用途が与えられるのでなければ、その国民はその性質から当然生まれてくるべき幸福と力とに到達することはできない。その国民の富に大きな発展を与えるためには、できれば、ただ一つの、そしてとりわけ開明された意志がその国民の領土の各部分の処理を引き受けて、どの部分も他のすべての部分の繁栄に寄与するようにしなければならぬであろう。しかし、このような意志の存在は……土地を私有地に分割することとは両立できないであろうし、……また、自分の財産をほとんど絶対的な仕方では処分できるといふ、どの所有者にも保証されている能力とも、両立できないであろう。」^(六)ジョンストンやコントなどは、所有と合理的農学との矛盾に当面してただ一国の土地を一つの全体として耕作する必要を眼中にしているだけである。しかし、特殊な土地生産物の栽培が市場価格の変動に左右されるということ、また、この価格変動につれてこの栽培が絶えず変化すること、そして資本主義的生産の全精神が直接眼前の金もうけに向けられているということ、このようなことは、互いにつながっている何代もの人間の恒常的な生活条件の全体をまかなわなければならない農業と